

市政情報いつでも24時間
宇治市政ダイヤル
 テレホンサービス ☎20-8777

7月の市役所土曜閉庁は
 10日・24日です。

宇治市政だより

発行 京都府宇治市
 〒611 京都府宇治市
 宇治琵琶33番地
 ☎(0774) 22-3141

7/1
 平成5年
 (1993年)
 第994号

編集 広 報 課
 ●毎月1日・11日・21日発行

中野助役を選任

教育委員に大谷さん・固定資産
 評価審査委員会委員に清原さん

6月定例会

六月二十五日に開かれた市議会定例会で、中野副助役を宇治市助役に選任する議案が賛成多数で可決された。中野副助役は任期四年です。また、同議会では、任期満了の宇治市教育委員会に、大谷さん(宇治市)を任命する議案、固定資産評価審査委員会委員に清原さん(宇治市)を任命する議案も賛成多数で可決された。中野副助役は任期四年です。また、同議会では、任期満了の宇治市教育委員会に、大谷さん(宇治市)を任命する議案、固定資産評価審査委員会委員に清原さん(宇治市)を任命する議案も賛成多数で可決された。

中野 助役

ふれあいと対話が築く 明るい社会

青少年の非行防止と更生を

七月は、「社会を明るくする運動」が実施される月。また「青少年を非行からまもる全国強調月間」でもあります。青少年の非行防止には、家庭・学校・地域社会が一体となつて取り組む必要があります。市民の皆さんのご協力をお願いします。

七月は「青少年を非行からまもる全国強調月間」です。また、七月一日からは「社会を明るくする運動」も始まります。この機会に一度、青少年の非行防止について、みんなを考えてみましょう。

▲昨年の「社会を明るくする運動」の啓発パレード

市民の生涯学習を推進 社会教育委員など決まる

この編、平成五、六年度の社会教育委員、公民館運営審議会委員、図書館協議会委員が決定しました。

社会教育委員は、社会教育についての計画立案をはじめとする、教育委員会の諮問に応じ、意見を述べたり、社会教育の振興に努めること、市民教育団体などの指導者に助言・指導することです。また、公民館協議会委員は、公民館の各種事業の企画実施について、調査・審議します。また、図書館協議会委員は、図書館のサービスなどについて意見を述べます。

委員の選任は、七月三十一日までです。

◎委員長(会長) ◎職務代理 (敬称略)

社会を明るく する運動

七月一日の「社会を明るくする運動」は、犯罪の防止と青少年の非行防止の観点から、犯罪や非行の発生を防止し、社会を明るくする運動です。この運動は、犯罪や非行の発生を防止し、社会を明るくする運動です。この運動は、犯罪や非行の発生を防止し、社会を明るくする運動です。

忘れず投票を

7月18日(日)は 衆議院議員総選挙の投票日です。

◎選挙区(長) ◎職務代理 (敬称略)

青少年を非行からまもる 全国強調月間

七月は「青少年を非行からまもる全国強調月間」です。また、七月一日からは「社会を明るくする運動」も始まります。この機会に一度、青少年の非行防止について、みんなを考えてみましょう。

青少年電話相談室 宇治一 電話 ☎24-0800
 青少年と保護者などからの相談 (日・祝日、第2・4土曜日を除く) (午前9時～午後6時)

教育相談室 ☎22-5162
 保護者などからの電話・来室による相談 (日・祝日、開庁日、土曜午後を除く) (午前9時～午後5時)

青少年指導センター 宇治妙楽128-1

敬老会 参加申し込み

7月31日(土)までに、はがきで

市では、長年にわたって社会の発展に貢献してこられた高齢者の皆さんに、敬老の日を楽しく過ごすための機会を創出し、文化センターで敬老会を開催します。

参加申し込みは、本日から受け付けています。参加費は無料です。申し込みは、本日から受け付けています。参加費は無料です。

敬老会参加申込書

住所 (ふりがな)
 氏名
 電話番号
 生年月日
 希望する部()
 ※午前部の部か午後部の部かどちらかを記入してください。
 利用する交通機関 ()
 ※専用バス(市が運行)・自家用車
 その他(のいずれかを記入してください)。
 バス停留所名 ()
 ※市が運行する専用バスをご利用の人だけ記入してください。

郵便はがき
 〒611-0000
 宇治市福祉部
 長寿社会対策課

御覧の通り、敬老会参加申し込みは、7月31日(土)までに、はがきでお願いします。

敬老会参加申し込みの注意事項

敬老会参加申し込みの注意事項

カネタカ カムルプス市に
カネタカ 友好町である
市。宇治市の中学院の生徒を
派遣します。これは、昨年
に続いて、回目となるものに
て、次次担当青年にも國
際性を身に付けようというこ
とを旨としています。

日程は、応募方法は、次の
のとおり。①応募要
②申し込み 3月20日(土) 30
日(月) 対象 宇治市立中
学校に在学している生徒(昨
年の参加者を除く) ③定員
④入 応募多数の場合は
抽選 ⑤参加費 約20万円
(食料手続の費用は除く)
⑥応募先 宇治市の応募用
紙を添えて、学校を通
じて投函。作文のテー
マは「宇治市立学生カム
ルプス市派遣会」

として400字語原稿
紙を、応募根拠は同課
市内中学校にありませう
募集期間 3月9日(金)ま
⑦申し込み 本人所属の学校校
長を通じて問合せて。同
課 ⑧応募 20日(土)へ。

昨年も九の中学院がカ
ムルプス市で様々な体
験をしました。

昨年も九人の中学生がカムループス市で様々な体験をしました

保健・衛生・相談・移動図書館(7月分)

献 血

- 9日(〈株〉西友宇治店=10時~正午と13時~15時半)。
- 15日(小泉電子工業所=10時~正午と13時~15時半、紫ヶ丘町内会主催)。
- 29日(宇治病院=13時半~15時半)。

飼えなくなった犬・猫の引き取り

- 毎週月曜日(宇治保健所=9時~10時半)。

相談あんない

- 青少年相談(20日、13時~16時、宇治公民館)。

- 法律相談(毎週木曜日、13時半~15時半、総合福祉会館。定員1回10人。電話予約が必要。社会福祉協議会☎22・0600、受け付け順に、相談日、相談時間を決めます)。
- 京都府交通事故相談(7日、21日、9時~16時、京都府宇治地方振興局☎21・2049)。
- 暴力にかかわる困りごと相談(5日、9時~16時、京都府宇治地方振興局。電話による相談も可能。京都府暴力追放運動推進センター☎075・451・8930)。

市、社会福祉協議会では、このほかにも各種相談事業を実施。詳しくは5年度版「市民カレンダー」と手びき、「市民の手引き」をご覧ください。

日	地区	駐車時間	駐車場所
30日(金)	北横島	14:00~15:30	北横島小学校
29日(木)	伊勢田	13:30~15:30	伊勢田小学校
28日(水)	緑ヶ丘	13:30~15:30	緑ヶ丘小学校
27日(火)	平盛	14:40~15:50	平盛小学校
26日(月)	大久保	13:30~15:30	大久保小学校
25日(日)	藤山	10:50~11:40	日原公民館
24日(土)	横島	13:30~15:30	横島小学校
23日(金)	北小倉	13:30~15:30	北小倉小学校
22日(木)	明星町	14:20~15:30	汚水処理場横
21日(水)	志津川	13:30~15:30	志津川バス駐車場
20日(火)	遊田	10:00~11:00	西小倉小学校北門
19日(月)	南陵町	10:00~11:00	南陵町児童会館
18日(日)	吹小倉	10:00~11:00	吹小倉小学校
17日(土)	南小倉	10:00~11:00	南小倉小学校
16日(金)	平尾	14:00~15:50	平尾公民館
15日(木)	六地蔵	14:20~15:30	六地蔵公民館
14日(水)	岡角	13:30~15:30	岡角小学校
13日(火)	木幡	13:30~15:30	大幡公民館
12日(月)	野添	13:30~15:30	野添公民館
11日(日)	折坂	13:30~15:30	折坂公民館
10日(土)	宇治	13:30~15:30	宇治公民館
9日(金)	宇治	13:30~15:30	宇治公民館
8日(木)	宇治	13:30~15:30	宇治公民館
7日(水)	宇治	13:30~15:30	宇治公民館

移動図書館

公共下水道の処理区域一部拡大

六月二十五日から、公共下水道処理区域が拡大されました。今回の使用開始区域は、東宇治地区の本幡・横島・北山・南山の一部です。

今年五月末現在の宇治市の下水道及管は、三・一％、市では今後処理区域を拡大普及の向上を目指します。

健康で快適な生活環境を実現するために、各家庭で公共下水道への切り替えを進めよう。

▼取り便所使用開始の告知(後三年以内、また浄化槽使用便所は、公共下水道への切り替えを促す)。

▼水洗化や排水設備の工事は、市指定の排水設備工事が、

認定業者以外ではできません。工事の申請を合わせて申し込めば、水質検査も不要です。

市では、水洗化や排水設備の工事費用を補助金として、この制度を利用していただきます。

「市政だより」は、お役に立っているでしょうか？

昭和二十六年に第一号が創刊され、この九月一日で、1,000号になります。この間、市民と市政を結ぶ広報誌として、皆さんの役に立てよう、親しみのある紙面づくりに努めてきました。

今後さらに、内容を充実し、より読みやすく、見やすい、しかも、おもしろい広報誌にしていきたいと考えています。

「市政だより」に対する率直なご意見、ご感想を広報課(宇治電話☎33、☎内線2070)へお寄せください。

ご意見お待ちしています!!

7月の燃えないごみ・し尿収集日程表

燃えないごみ(環境事業所 ☎内線3003~3005)

3	14	23	8/4	六地蔵(JR以東・以北の全域) 平尾(全 域) 五ヶ庄(広岡谷、JR以東の芝ノ東)
5	15	26	8/5	六地蔵(JR以西の全域) 五ヶ庄(一・二・三番割、梅林、大林、折坂、北庄、新開、高峯山、谷前、塚ノ東、寺界道、西浦、西川原、西田、野添、雲雀島、平野、古川、JR以西の芝ノ東、JR以東の福角、京大宿舎)
6	16	27	8/6	五ヶ庄(一里塚、上村、大八木島、岡本、瓦塚、戸ノ内、日皆田、JR以西の福角) 道(全 域) 羽戸山(全 域) 志津川(全 域) 明星町(全 域) 宇治(若森、乙方、金井戸、下居、善法、塔川、東内、東山、又振、妙楽、山田、山本、蓮華、JR以南の宇文字・里尻、白川(全 域) 横島町(大島)
7	17	28	8/7	宇治(池森、大谷、米阪、蛇塚、武番、野神、琵琶、JR以南の御廟・天神・矢落・若森、若森一部(都計道路以西)、下居一部(上権現町)) 琵琶台(全 域) 折居台(全 域) 天神(全 域) 南陵町(全 域) 神明(全 域) 小倉町(奥畑) 羽拍子町(JR以東の全域) 開町(JR以西の全域) 広野町(小根尾一部)
8	19	29	8/9	広野町(新成田・成田・小根尾一部の3地域を除く全 域) 大久保町(全 域) 寺山台(全 域) 府営西大久保団地(1棟~21棟・44棟)
9	20	30	8/10	小倉町(新田島を除く近鉄以東の全域、西山) 横島町(外一部(寺内町内会)) 羽拍子町(JR以西の全域) 開町(JR以西の全域) 伊勢田町(井尻、ウトロ、浮面、大谷、藤田、北山、毛語、新中ノ荒、中荒、中ノ田、中山、南山、若林、名木) 広野町(新成田・成田) 府営西大久保団地(22棟~43棟)
1	12	21	8/2	小倉町(西山を除く近鉄以西の全域) 伊勢田町(砂田、中遊田、南遊田、遊田) 安田町(全 域)
2	13	22	8/3	宇治(藤山、小椋、戸ノ内、半白、樋ノ尻、JR以北の宇文字・御廟・里尻・天神・矢落・若森) 横島町(大島・外一部(寺内町内会)を除く全 域) 小倉町(新田島)

し尿(城南衛生管理組合 ☎075-631-5171)

9	8/2	寺界道、古川、西田、北ノ庄、大林、芝ノ東(JR以西)
12	8/3	野添、谷前、梅林、西浦(JR以西)、新開(JR以西)、折坂(JR以西)、笠取、池尾、門前、池山、岡谷、只川、河原
13	8/4	福角(JR以西)、日皆田、岡本、上村、大八木島、一里塚、戸ノ内、車田、丸山、平町
14	8/5	荒横、田中、大垣内、妙見
15	8/6	谷下り(全 域)、出口(全 域)、森本(全 域)、中筋、大谷、東中、西中、敷里、段ノ上、東集上り、西集上り
16	8/7	折坂(JR以東)、平野(JR以東)、福角(JR以東)、一番割、二番割、三番割一部
17		南端(JR以東)、芝ノ東(府道両側)、西浦(JR以東)、新開(JR以東)、三番割
20		南山(A)、中村(さつきヶ丘)、広岡谷、芝ノ東(府道以東)
21		南山(B)、金草原
1	22	六地蔵(JR以東・以北の全域)、陣ノ内(JR以東)、正中(JR以東)、御園、南山畑、北山畑、中村(JR以東)、大瀬戸(JR以東)、東中(JR以東)、北島一部、北御蔵山(平尾)、中御蔵山、南御蔵山、畑山田、花摘、赤塚
2	23	北島、松尾、平尾、須賀、炭山
7	29	六地蔵(JR以西・以南の全域)、陣ノ内(JR以西)、正中(JR以西)、河原、北島、東中(JR以西)、西中、大瀬戸(JR以西)、内畑、熊小路、中村(JR以西)、西浦、南端(JR以西)、壇ノ東
12	8/3	半白、志津川
14	8/5	乙方、山本、藤山、東内、又振、山田、紅斎
20		田原、旦棕、井ノ尻、北ノ山、山ノ内、西裏
21		戸ノ内、矢落、JR以北、若森(JR以北)、寺山(JR以西)、茶屋裏、久保(JR以西)、上ノ山、大竹、南ノ口、平盛
1	22	石塚(心華寺通り以西)、丸山、一里山(府道以南)、桐生谷(JR以西)、東裏(JR以西と府道以南)、白川、金井戸
2	23	武番(府道以北)、池森、米阪、蛇塚、里尻(JR以北)、小椋、樋ノ尻、石塚(心華寺通り以東)、宮北一部、寺山(JR以東)、宮谷、尖山一部(4番地)、中島、久保(JR以東)
3	26	一里山(府道以北)、桐生谷(JR以東)、東裏(JR以東の府道以北)、開町
5	27	宮東、宮西、宮北
6	28	大谷、野神一部、小根尾、大開、尖山一部(2番地・6番地)
7	29	野神、大谷一部(上権現町を含む)、琵琶、武番(府道以南)、矢落(JR以南)、若森(JR以南)、宇文字、若森(宇治橋通り以北)、妙楽(宇治橋通り以北)、里尻(JR以南)
8	30	下居、善法、若森(宇治橋通り以南)、妙楽(宇治橋通り以南)、蓮華、塔川
9	8/2	南浦(30~33、80~98、100~110)、大京団地、山際一部
12	8/3	山際
13	8/4	寺内、久保、天王(府道以北)、老ノ木、西山(旧国道〈府道〉以東)、蓮池
14	8/5	天王(府道以南)、東山、中畑、西畑
15	8/6	西浦、南堀池(田中、大和一部2号通り以北)、堀池
16	8/7	南堀池(本通り以北)、南堀池(本通り以南)、南堀池(大和32~36)
17		南堀池(大和)、南遊田、遊田、砂田、毛語一部、中ノ荒、井尻、中ノ田、名木、浮面、安田町
20		中山(近鉄以西)、毛語、若林、南山、ウトロ
21		神楽田(山手含む)、西山(旧国道〈府道〉以西)、中央台、北山A・B・C・D団地、毛語(府道以北)、若林一部
1	22	中山(近鉄以東)、大谷、羽拍子町
3	26	春日森、一ノ坪、島前、大町、石橋(大川原線以西)、中川原(大川原線以西)、大川原、東目川、西目川
5	27	南落合(〇の通り~13の通り)
6	28	園場(大川原線以北)、大幡、北内、門口、幡宮、郡、石橋(大川原線以東)、吹前(市営住宅)
7	29	中川原(大川原線以東)、十一(大川原線以東・国道以東)、十六(国道以東)、十八(国道以東)、吹前(市営住宅を除く)
8	30	南浦、西浦一部、神楽田一部(近鉄以西)

燃えないごみは、午前9時までに、決められた場所に出してください。

◎し尿収集漏れの場合は、収集口側から確認のうえ、翌日(日・祝日の場合はその翌日)に城南衛生管理組合へご連絡を。